

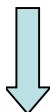
研究活動の不正防止に関する責任体制図

(研究活動に係る不正行為防止等に関する規程)

最高管理責任者 (学長)

規程第3条
・研究倫理の向上
・研究不正の防止

必要な措置



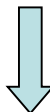
状況報告



統括管理責任者 (理事(研究担当))

規程第4条
・公正な研究活動を推進するため
に必要な措置

必要な措置



状況報告



研究倫理教育責任者 (部局長)

規程第5条
・研究倫理に関する教育の実施

(※ 必要に応じて研究倫理教育副責任者を置くことができる。)

規程第5条

研究倫理教育責任者(部局長)は以下のとおり

教育学部長、経済学部長、医学部長、理工学部長、福祉健康科学部長、
大学院教育学研究科長、大学院経済学研究科長、大学院医学系研究科長、
大学院工学研究科長、大学院福祉社会科学研究科長、学術情報拠点長、
全学研究推進機構長、産学官連携推進機構長、COC+推進機構長、国際
教育研究推進機構長、福祉科学研究センター長、高等教育開発センター長、
アドミッションセンター長、減災・復興デザイン教育研究センター長、保健管
理センター所長、事務局長